

経営協議会学外委員からの主な意見等への対応状況<令和3年度>

経営協議会	学外委員からの主な意見等	対応状況
第125回 (令和3年9月13日)	国立大学法人ガバナンス・コードへの対応について	
	・公的研究費の不正防止について、リーフレットの配布等についての記載はあるが、重要なのは、いかに意識させるかだ。定期的に意識を呼び起こす活動は行っているのか。	公的研究費の不正防止に向けて、構成員に対する意識付けを行うため、令和3年10月に改正した研究費不正防止関連規程において、学長及び各部局長が自ら構成員に対して定期的に啓発教育を実施することなどを新たに規定している。これにより、従来の取組である教職員、大学院生及び学域4年次生を履修対象とした公的研究費の取扱いを含めた研究倫理 e ラーニングプログラムの受講に加え、学長トーク(全学集会)や各部局における説明会等を通じて、より一層の不正防止に向けた構成員の意識向上に資する啓発活動が推進されている。